

日米間選手契約に関する協定抜粋

一九六七・一〇・一七調印

1. 日本プロ野球球団がアメリカのプロ野球選手と契約を希望する場合は、いかなる場合でもその選手について、日本のコミッショナーを通じアメリカのコミッショナーに照会する。アメリカのコミッショナーはその選手について身分を調査し、日本のコミッショナーに回答する。
2. アメリカのコミッショナーの回答により、もしその選手の身分が「無条件解除」されたものであるならば、日本の球団は直接にその選手と交渉できる。
3. アメリカのコミッショナーの回答により、もしその選手の身分がアメリカのいずれかの球団に所属しているか契約を保留されているものであるならば、日本の球団はアメリカの球団と交渉する。
4. 以上の条項は、アメリカの球団が日本の選手と契約を結ぶ場合立場を替えて適用される。

〔手続〕

- (1) 両国球団代表者間の交渉の過程においては、球団はコミッショナーに届け出を要せず、交渉成立後契約締結についてコミッショナーに承認を求めること。
- (2) 選手球団間の交渉においては、交渉に先だちコミッショナーに届け出、コミッショナーが選手の身分を確認すること。〔一九六六・一二・二四実行委議決〕

〔注〕一九六二年一〇月アメリカのコミッショナー、フォード・フリック氏と内村コミッショナーが会合し、相互に相手国の選手保有権を侵さないことを約した。会談の内容は一九六二年一月一六日実行委員会に付議し、これを野球協約上の規定とした。一九六六年一〇月アメリカのコミッショナー、ウイリアム・エッカート氏と宮沢コミッショナー委員長と会合し、日米間選手契約に関する前任コミッショナー間の会談要旨を原則的に尊重することに同意、一九六六年一月七日実行委員会で確認した。一九六七年九月一日実行委員会において、「日米選手契約に関する協定」原案を承認、同年一〇月一七日宮沢日本コミッショナー委員長とエッカート米国コミッショナーとの間で同協定に調印。